

2015年10月5日

各位

会社名 東京センチュリーリース株式会社
代表者名 代表取締役社長 浅田 俊一
(コード番号 8439 東証1部)
問合せ先 広報IR室長 松原 健志
(TEL03-5209-6710)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成27年10月5日開催の取締役会において、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）、当社の執行役員及び当社の理事の資格にある一部の従業員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

なお、平成24年6月21日開催の当社第43回定時株主総会決議事項第5号議案（取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件）において、当社取締役に対する報酬等として、年額130百万円以内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与することをご承認頂いております。

記

1. 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、取締役、執行役員及び理事が株価上昇によるメリットだけでなく株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することにより当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めるため。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の名称

東京センチュリーリース株式会社第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といい、各本新株予約権を保有する者を「新株予約権者」という。）

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	7名	390個
当社執行役員	20名	365個
当社理事	7名	48個

上記予定数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

但し、割当日（下記(12)に定める。）後に、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整するものとする。調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告する。

但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができなかつた場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(4) 新株予約権の総数

803 個とする。

上記予定数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかつた場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

(6) 本新株予約権を行使することができる期間

平成 27 年 10 月 27 日から平成 57 年 10 月 26 日まで（但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。）

(7) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失したその翌日から 10 日（但し、10 日目が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。）を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

- ② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、下記(11)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③ 新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、本新株予約権を行使できない。
- (ア) 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - (イ) 所定の書面により、本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し入れた場合。
 - (ウ) 破産の申立てを受けた場合、若しくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全処分、仮処分の申立て、若しくは滞納処分を受けた場合。
 - (エ) 在任中の故意・過失により当社に損害を与え、若しくは信用を毀損したと当社取締役会が認めた場合で、当社取締役会が本新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議した場合。
 - (オ) その他の条件については、当社と各対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ④ 本新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち一人に限り、本新株予約権を承継することができる（以下、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者から本新株予約権を承継した相続人を「権利承継者」という。）。権利承継者は、上記①にかかわらず、新株予約権者の死亡日の3年後に応答する日又は行使期間の終了の日のいずれか早い日（但し、当該日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。）までに限り、承継した本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- ⑤ 権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。但し、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りでなく、その詳細は割当契約に別途定める。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた額とする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。但し、本新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは資本金及び資本準備金への組入れ額はない。
- (9) 新株予約権の取得事由
- ① 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の本新株予約権については当社が無償で取得することができる。
 - (ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (イ) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (オ) 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ② 前項のほか、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(11) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において、新株予約権原簿に記載された残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、従前の株式数に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使条件

従前の行使条件に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

従前の取得条項の定めに基づいて決定する。

(12) 新株予約権の割当日

平成 27 年 10 月 26 日

(13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

(14) 1 株に満たない端数の処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(15) 本新株予約権の払込金額

- ① 各本新株予約権の払込金額は、以下のブラック・ショールズモデルにより以下の (イ) から (キ) の基礎数値に基づき算定した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額 (1 円未満の端数は切り上げる。) とする。

$$C = Se^{-\lambda T} N(d_1) - Xe^{-rT} N(d_2)$$
$$d_1 = \frac{\ln(S/X) + (r - \lambda + \sigma^2/2)T}{\sigma\sqrt{T}}$$
$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{T}$$

(ア) 1 株当たりのオプション価格(C)

(イ) 株価(S):平成 27 年 10 月 26 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

(ウ) 行使価額(X) : 1 円

(エ) 予想残存期間(T) : 4.6 年

(オ) ボラティリティ(σ) : 4.6 年間 (平成 23 年 4 月 4 日から平成 27 年 10 月 26 日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(カ) 無リスクの利子率(r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

(キ) 配当利回り(λ) : 1 株当たりの配当金 (平成 28 年 3 月期の予想配当金) ÷ 上記 (イ) に定める株価

(ク) 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

- ② 本新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第 246 条第 2 項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて当社に対して有する報酬債権をもって相殺するものとする。

(16) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 27 年 10 月 26 日

(17) 本新株予約権を行使する際の払込取扱場所

みずほ銀行浜松町支店 (又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の継承支店)

(18) 本新株予約権の行使の方法

- ① 新株予約権者が本新株予約権を行使する場合、当社が定める様式による「権利行使申込証（請求書）」を当社人事部（又はその時々における当該業務担当部署）に提出する。
- ② 新株予約権者は前項の申込証の提出とともに、本新株予約権の行使により取得する株式の行使価額の全額を、現金にて、上記(17)の払込取扱場所に払い込むものとする。

以 上